

奥州市上下水道事業告示第8号

奥州市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年奥州市条例第281号)第5条の規定により、令和2年度に下水道事業受益者負担金を賦課する区域を次のとおり定める。

令和2年5月15日

奥州市長 小 沢 昌 記

1 賦課区域

江刺地域

栄町の一部

2 区域図

別紙のとおり。別紙は省略し、上下水道部下水道課に備えておき縦覧に供する。